

狹山市議会議員政治倫理審査会記録（第7日）

- ◇開催日時 令和7年5月23日（金曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午前 9時01分開議

◇出席委員 8名

広 山 清 志 委 員 長

笹 本 英 輔 委 員

内 藤 光 雄 委 員

町 田 昌 弘 委 員

大 沢 えみ子 副委員長

田 中 寿 夫 委 員

福 田 正 委 員

金 子 広 和 委 員

◇欠席委員 な し

◇審査会に出席した関係者

太 田 博 希 議 長

◇審査会に出席した事務局職員

中 島 由 夏 事務局次長

増 田 哲 也 事務局主査

小 川 啓 寿 事務局主幹

午前 9時01分開議

会議の公開・非公開について

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するということで諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

議長からの発言の申出について

議長からの発言申出を承認することについて、諮った結果、異議なく議長からの発言申出を承認することに決定した。

太田議長補足発言

●太田博希議長 過日、令和7年4月18日に開催されました第4回審査会において、大沢委員の趣旨採択はどのようなものと認識しているか、また、執行部に送られている点についてはどのように対応するのかとの質疑に対し、私は、請願に対する議会の意思決定は採択するか否か、これに尽きる。ただ、議会として請願者の願意は理解できるけれども、現実的には難しいという場合について、その趣旨、その思いを酌んで趣旨採択とする。趣旨採択とした場合、執行部に提出する、こういう結果だと報告すると認識していると、このように答弁をいたしました。

当該審査終了後、改めまして関係法令、過去の事例を確認いたしました。その結果、採択すべきものと決した場合には、併せて採択した請願を執行部に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することについても、委員会及び本会議において決定し、採択した請願について議長が市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求しております。

一方、趣旨採択については、委員会及び本会議において趣旨採択と決しているだけであり、執行部への送付はしていません。すなわち、執行部に送付するか否かという点において、送付するのは採択したもののみであり、趣旨採択としては送付していないということでございます。

私は、審査会において執行部に提出しているという発言をしましたが、提出しているというのは会議録のことを指しておりまして、採択したときのように送付しているということではありませんので、委員長をはじめ、委員の皆様が誤認されることのなきよう補足説明をさせていただきました。

私から以上でございます。

(休憩)

福田委員からの発言の申出について

○福田正委員 意見と訂正がございます。

○広山清志委員長 それでは、福田委員の発言に対して皆さんにお諮りいたします。

福田委員に発言をしていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○広山清志委員長 それでは、福田委員、よろしくお願いします。

福田委員発言

○福田正委員 先般、私のほうの発言の中で、本事案において全ての事実が出そろっているか明確には分かっておらず、千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の認否については留保するという内容でございました。しかし、これをもう一度読み直して、やはりいろんな部分で非常に熟慮に熟慮を重ねた末ではございますが、これを訂正させていただきまして、反していることと訂正させていただきます。以上でございます。

(休憩)

○広山清志委員長 今のご意見を反映させた報告書を作成いたしますので、一旦休憩をさせていただきます。

(休憩)

報告書(案)朗読

○広山清志委員長 狭山市議会政治倫理規程第7条第1項において、審査会は、審査請求の審査が終了したときは、当該審査の結果を書面により議長に報告しなければならないとされております。審査会として行ってきた調査及び対象議員の弁明を踏まえ、倫理規範に反する行為があったのかなかったのかという点について皆様にご協議いただいたわけですが、その結果を正副委員長で取りまとめ、報告書の案を作成いたしました。Side Booksをご確認ください。

この報告書案につきましては、あらかじめ皆様に配付しております。これから解説も含めて私のほうから朗読をさせていただきます。

狭山市議会議長 太田博希様

狭山市議会議員政治倫理審査会委員長 広山清志

令和7年3月18日付で請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、請求内容。

詳細は、千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求の資料を参照してください。

請求内容の概要は、千葉議員は、請願者に対し、請願に賛成するので審査中に執行部批判はせず、

話はプールに絞るようと要求したにもかかわらず、指示に従い請願審査中は執行部批判の発言を行わなかった請願者との約束をほごにし、趣旨採択の動議を出すと変更してきた。趣旨採択の動議の約束もほごにし、不採択として請願に反対した。上記のとおり、請願者に対して発言を制限するような操作が行われた。議長宛てに市長等との協議内容の文書がSNSにより送られている。

以上のことから、狭山市議会議員政治倫理審査会を設置し、事実解明並びに説明責任を果たすことで、市議会の信頼を回復すること等を目的として審査を求める、とありました。

2、審査内容。

請求内容について、狭山市議会議員政治倫理規程第6条第1項第1号の規定により、千葉議員の倫理規範に反する行為の存否について審査を行った。

3、審査の結果。

(1)請願者と千葉議員で受け止め方が違う部分もあるが、千葉議員の行為については、ほぼ請求内容どおりであることが確認された。

(2)一連の行為が「市民を欺く行為」に当たるかについては意見が分かれたが、「反対」という当初の言動と違う態度を取ったことについては、請願者への丁寧な説明とともに謝罪があつてしかるべきである。

(3)請願者に対して趣旨採択を提議しながら実施しなかったことについて、弁明や謝罪を行っていないことは誠実さに欠ける対応である。

(4)全ての委員が、「倫理規範に反する行為があつた」との意見があつた。

以上の点から、千葉議員の行為は、狭山市議会議員政治倫理規程第3条第1項第6号「その他議員としての品位及び名誉を損う行為を行わないこと」に違反（抵触）するという結果、意見に至ったことを報告いたします。

こちらが、内容の概要になります。

次からは、内容の詳細となります。

狭山市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果。

1、審査会の設置。

狭山市議会議員政治倫理規程第4条の規定に基づき、菅野淳、大島政教、丸橋ユキ、以上3名の議員により、千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求があり、同第5条の規定により、議長は令和7年3月24日付で政治倫理審査会を設置し、次の8名の議員を審査会の委員に任命した。任命の方は省略いたします。

2、審査の経過。

こちら、第1回から第7回までの概要を書かせていただいております。内容は省略いたします。

3、審査の内容と意見。

指摘事項1、千葉議員は、請願者に対し、「請願に賛成するので審査中に執行部批判はせず、話

はプールに絞るように」と要求したにもかかわらず、指示に従い請願審査中は執行部批判の発言を行わなかった請願者との約束をほごにし、「趣旨採択の動議を出す」と変更してきた。請願者に対して発言を制限するような操作が行われた。これが指摘事項の1となります。

この指摘事項1に対しての確認内容が、以下になります。

千葉議員からは、「だますつもりなど毛頭なく、請願に賛成する立場で」臨んだ。請願の説明文書については、アドバイスとして「執行部の批判はしないでプールを存続してほしいことに絞っては」と伝えたとの発言がありました。横田氏からは、「千葉さんが賛成してくれるということは、もうイコール、文教厚生委員会は可決、そこで舞い上がって、全部言うとおりにしようと思った」との発言があった。岩川氏からは、「正直、議員と対等ではない。どこかに疑問が残っていてもそうせざるを得ない」との発言があった。

9月9日の文教厚生委員会の審査の後につきましては、千葉議員からは、「調査の結果、請願を採択することは市民全体の利益にならない」「請願は不採択にかじを切る」と判断し、9月10日に請願者にその旨を伝えた。その際、「趣旨採択としたい」と請願者に伝えたとの発言がありました。横田氏からは、「趣旨採択というのは、イコール賛成ではないよという意味合いで捉えている。お茶を濁したような話だと思ったが、当然、次の委員会では趣旨採択の動議を千葉議員がすると思っていた」「請願に反対するということは一切聞いていない」との発言がありました。

それに対しての委員の意見を申し上げます。

しっかりと調査をし、最終的な結論を導き出した上で、賛成する反対するというのが市議会議員の役割。それに対し、早々に、軽々に賛成すると言ったことについては、その時点で倫理規範に反する。たとえアドバイスでも、請願に賛成するとのことでのアドバイスであり、請願という、国民に認められた制度を使った市民に対して、議員が話したことは大変責任があること。PFI等について詳しくお話することは難しいこととして、詳細な説明を行わないまま賛成と伝えている。一方で、反対に回った理由は、PFIのVFMが出ないという詳しい説明をしたと言っている。事前に説明がないものを、突然そのような詳しい説明をされても理解できるものはない。

以上が意見になります。

指摘事項の2、趣旨採択の約束もほごにし、不採択として請願に反対した。これについての指摘事項2に対する確認内容が以下になります。

千葉議員は「趣旨採択」の動議を提出することなく「反対」に変わった経緯として、「趣旨採択となる見込みが立たなかったので出さなかった」と発言している。ただし、請願者へ趣旨採択の動議を出さなかった説明は行っていない。横田氏からは、9月14日付で「結果として千葉議員にだまされたと思っている」との文書が提出されている。請願の不採択後から、千葉議員と横田氏は会っておらず、半年経過後も、説明、謝罪はないとのこと。

これに対しての委員の意見でございます。

趣旨採択を提議しながら実行しなかった。実行しなかった理由も、請願者に趣旨採択をすると言ったことに対しては全く関係ない。軽々に趣旨採択をするということは言うべきではない。当初賛成すると言ったことを反対したのだから、このことは横田さんに会って説明と謝罪をする必要があった。納得のいく十分な説明を行わないまま、採決で反対の意思表示を行った行為は、議員として決して許されるものではない。趣旨採択の動議を出すことなく、反対に回り、請願者に説明すら行っていない。明確に反対する意思がこの時点で既にあったにもかかわらず、心情を酌みたいということで趣旨採択だというような説明をされたことで、混乱を招いている。

以上が意見となります。

各委員の意見のまとめを申し上げます。

内藤委員。千葉議員の行ってきた行動、対応、発言については、倫理規範に反している。

田中委員。誰の目から見ても、市民の信頼を裏切ったという行為と指摘されて反論するに値しない。議員としての品位及び名誉を損う行為があったことは明らか。

金子委員。千葉議員が行った行為には、議会の品位と名誉を損う倫理規範に反する行為があった。

町田委員。議員としての品位及び名誉を損う行為を行ったことに該当する。

笹本委員。倫理規定に反する行為があった。結果的に欺くことになってしまった。

大沢委員。請願に賛成すると事前に請願者に伝えていたにもかかわらず、最終的に反対をしたという点については違反行為があった。

福田委員。倫理規範に反する行為があった。

以上が委員の意見のまとめでございます。

4、審査の結果（意見のまとめ）

委員全員から、狭山市議会議員政治倫理規程第3条第1項第6号「その他議員としての品位及び名誉を損う行為を行わないこと」に違反する行為があったとの意見が出された。

(1) 請願者と千葉議員で受け止め方が違う部分もあるが、千葉議員の行為についてはほぼ請求内容どおりであることが確認された。

(2) 一連の行為が市民を欺く行為に当たるかについては意見が分かれたが、反対という当初の言動と違う態度を取ったことについては、請願者への丁寧な説明とともに、謝罪があつてしかるべきである。

(3) 請願者に対して趣旨採択を提議しながら実施しなかったことについて、弁明や謝罪を行っていないことは、誠実さに欠ける対応である。

以上の各委員の意見を取りまとめて、上記の内容をもって倫理規定に反する行為があったとの結論に至ったということになります。

なお、今回、請求内容とは直接的には関係ございませんが、審査の中で明確になったことや議長に考慮していただきたいという声がありましたので、それをその他として記述いたしましたので、

そこも私のほうから読ませていただきます。

5、その他の意見。

以下の点について委員から指摘・意見がございました。

議長宛てに、市長等との協議内容の文書がSNSにより送られている。この件につきましては、不明点として、執行部との長時間の会合を行ったことが、最終的に反対に回ったことの背景にあるのではないかと疑念は拭えない。

本会議採択の前に西武団地の自治会館で市長や執行部等が打合せを行った際、千葉議員が同席している事実も判明、市長が別の議員を呼び出していることも分かった。結果として、議会の審査や賛否に執行機関が関わった可能性も捨て切れないため、本審査会の終了後、特別調査委員会を設置して事実解明が必要である。

会期中の、それも請願の採決直前に市長応接室で市長らと議論し、動議の提出から趣旨採択について了承いただいたとのメールに対し、最終的に仕方がないと了承したのは市長だったと弁明された。この行為は大変重く受け止めなければならない倫理規範に反する行為である。

特別委員会や第三者委員会等を設置し、千葉議員と小谷野市長の請願審査に対する関連性及び市長ともう一人の議員の接触時にはどのような千葉議員の関与があったのか等についても、事実確認をする必要が新たに生じてきた。改めて事実確認をする場の設置を強く求める。

次に、今後に対してです。

反省と謝罪を求める決議に相当する。謝罪では済まない。議員辞職に値するのではないかという事案です。一挙一動を捉えて直ちに請求審査にかけるのは慎重に行ってほしい。政治倫理審査会を閉じた後に振り返りの機会を設けて振り返りをしたい。

その他です。

趣旨採択のような言葉でごまかすことなく、委員会採決の際は委員会室から退場し、採決の際、反対の意思を示すべきではなかったか。本会議においても同様。

彼の行為がそのまま違法性が高く、市民を欺く行為であるかという、そうではない。

千葉議員は随所で説明不足、誤った認識に基づく間違った説明を行っており、真摯に受け止めてほしい。

千葉議員が請願に反対すると言って調査した結果、不採択との判断に至ったのはやむを得ないが、議員として市民から相談されている請願について、賛成から反対になったことはきちんと説明して理解していただく必要があった。

市民や有権者の方、関係者の方に大きな期待を持たせた。また、結果として勘違いを起こさせたということは紛れもない事実。

さきの千葉議員の弁明中にも、倫理規定に反する発言があった。思い込みによる偏見、自分上位といった態度があり、反省はみじんも感じられない。

多くの陳情が出され、全会一致で審査会を開催しなくてはいけなくなったことは、千葉議員の不誠実な対応ゆえによるもの。

副議長という職責でこのような請願者の意見に反する行為を行った上、請願者に対して丁寧な説明や謝罪を行うこともなかったばかりではなく、周囲から促されながら副議長を辞任することに至ったが、その理由は一身上の都合として発表し、副議長としても全く反省の色が見えない。

千葉議員の答弁は二転三転する答弁も多く、事実と異なる答弁も複数確認できており、審査会やその委員に対しても真摯に向き合っていない。

以上が報告書の内容となります。

意 見

なし

その他

発 言

○内藤光雄委員 福田委員に申し上げます。

今回の最後の答申の中で、個人の意見が変わったことについては否定はしませんけれども、そのことに対して、この審査会が中断する、そして傍聴者の方々にも大変ご迷惑をかけた、このことに対して福田委員に反省と謝罪を求めたいと思いますので、委員長の采配をお願いします。

(休憩)

○広山清志委員長 ただいまの内藤委員の提案につきましてお諮りしたいと思います。

福田委員に発言を求めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福田正委員 大変皆様申し訳ございませんでした。今回、私の熟慮するところによりまして内容を変更させていただきました。お時間を取らせたことに関しましておわび申し上げます。どうもすみませんでございました。以上でございます。

○広山清志委員長 そこだけですか。もう少し補足はございませんか。

○福田正委員 各委員、また委員長、副委員長にもいろいろお手数をおかけしたことを大変遺憾に思っている次第でございます。申し訳ございませんでした。

○広山清志委員長 理由について、もう少しございませんか。

○福田正委員 理由につきましては、以前、私が発言した内容に関しましても、なかなか白黒つけるのは難しいのかな、それと、果たして証拠が全部でそろっているのだろうかというようなところの

一つの疑問もございました。そういうところで留保ということだったんですけれども、内藤委員も、白か黒かはっきりしろと前回の時点でそのような内容のことは言われたのかと思うんですけれども、単なるイエスかノーかの内容で決定するということではなくて、私は第三の選択肢ということであってもいいのかなと。ということで、今回は留保という形にさせていただきました。人一人を本当に弾劾化するということに関しては、もっと重く受け止めていたというのが私の心情でございます。以上でございます。

○広山清志委員長 分かりました。そのときの心情の説明は分かりました。それが今日変わった理由を聞かせていただければと思います。

○福田正委員 それは先ほど言ったように、再度全文を何回か読み返してみて、それに適応するところも多々見受けられたというところもあるものですので、それとあと、また皆様の委員各位の意見も聞いたというところで、このような変更をしたという次第でございます。

○広山清志委員長 福田委員からは以上となります。

ほかにご意見等がありますでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○広山清志委員長 細かい字句の訂正等は、正副委員長に一任いただければと思います。

それでは、議長への報告書の提出をもって、今回の請求内容についての全ての審査を終了し、当審査会を閉会いたします。

以上で狭山市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

以上をもって閉会。午前10時06分